

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当たの翌日は、
当たる日が休日と
あるとき)

「省令」といふ。) の定めるところに基づき、市町村に交付すべき昭和四十一年度分の地方交付税のうち普通交付税の額の算定に用いる基準税額の算定に関する事項を定めることとする。

(市町村民税所得割に係る基準税額の算定方法)

第二条 市町村民税所得割に係る基準税額は、当該市町村について、次の算式によつて算定した額とする。

◇規則 市町村に交付すべき昭和四十一年度分の地方交付税のうち普通交付税の額の算定に用いる基準税額の算定に関する規則

規則

市町村に交付すべき昭和四十一年度分の地方交付税のうち普通交付税の額の算定に用いる基準税額の算定に関する規則をここに公布する。

昭和四十一年三月十日

鳥取県知事 石破一郎

鳥取県規則第七号

市町村に交付すべき昭和四十一年度分の地方交付税のうち普通交付税の額の算定に用いる基準税額の算定に関する規則

市町村に交付すべき昭和四十一年度分の地方交付税のうち普通交付税の額の算定に用いる基準税額の算定に関する規則

(目的)

第一条 この規則は、地方団体に対し交付すべき地方交付税のうち普通交付税の額の算定に関する省令(昭和三十七年自治省令第十七号)以下

算式

$$\{ (A + B - C) \times (0.7 + 0.3 \times D \times 0.8125) \} \times 0.735 \times 1.033475$$

算式の符号

A 課税標準の段階ごとの所得稅有資格者数に別表第1(1)に定める単位額を乗じて得た額の合算額(500円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て500円以上1,000円未満の端数があるときはその端数金額は1,000円とする)。この場合においては、所得有稅資格者数は、市町村課税課税状況調(昭和40年6月1日付受地第601号各市町村長あて総務部長照会をいう。以下同じ)による市町村民稅の所得割に係る納稅義務者数とする。

B 所得稅失格者数に1,248円を乗じて得た額(500円未満の端数金額があるときはその端数金額を切り捨て、500円以上1,000円未満の端数金額があるときは、その端数金額を1,000円とする)。

この場合において、所得税失格者数は、所得税有資格者数(A)において用いる所得税有資格者数をいう。)に別表第1(2)に定める率を乗じて得た数(整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)とする。

C 次の(i)及び(ii)の額の合算額

- (i) 障害者、老年者、寡婦及び勤労学生の数の合計数に1,000円を乗じて得た額。この場合において、障害者、老年者、寡婦及び勤労学生の数は、市町村税課税状況調による市町村民税の所得割に係る障害者、老年者、寡婦及び勤労学生の数とする。
- (ii) 配当控除の額。この場合において、配当控除の額は、市町村税課税状況調による市町村民税の所得割に係る配当控除額とする。

D

前年分の所得税額を前前年度分の所得税額で除じて得た率(少數点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)この場合において前年分の所得税額は前年度の3月31日現在における前年分の申告所得税額及び前年中の源泉所得税額の合算額とし、前前年分の所得税額は前前年度の3月31日現在における前前年度分の申告所得税額及び前前年中の源泉所得税額の合算額として、知事が調査した額とする。

(市町村民税法人税額に係る基準税額の算定方法)

第三条 市町村民税法人税額に係る基準税額は、前掲市町村に係る次の特記事項に定める方法によって算定した額の合算額とする。

1 当該年度に係る額

次のイ又はロに定めるものにて算定した額の合算額

イ (1)上の市町村に事務所又は事業所を有する法人のうち(1)以上の都道府県(大都市の区域を除く。)又は大都市に事務所又は事業所を有する法人(以下本條における「市町村外創法人」といふ。)に係る分

知事が調査した額又は、地方税法第三回三十一條の十回及び第三回三十一條の十四回の規定の定めにより次の算式によつて算出された額

$$A \times 0.0630 \times 1.00059 + B \times 0.0630 \times 1.00446 + C \times 0.0630 \times 1.00487$$

A 昭和40年4月1日から昭和41年1月31までの間に事業年度が終了した法人に係る法人税割の課税標準額(当該事業年度に係る

法人税割について、昭和40年4月1日から9月30日までの間に終了した事業年度に係るものにあつては昭和40年11月30日までに終了した事業年度に係るものにあつては昭和41年1月31日までの間に修正申告、更正又は決定(期限後申告に係るものも含む。以下本条において同じ。)があつた場合においては、その最終の修正申告、更正又は決定による課税標準額とする。)

B 昭和41年2月1日から3月31日までの間に事業年度が終了した法人に係る法人税割の課税標準額(当該事業年度に係る法人税割について昭和41年5月31日までの間に修正申告、更正又は決定があつた場合においては、その最終の修正申告、更正又は決定による課税標準額とする。)

C 昭和29年4月1日から昭和40年3月31日までの間に事業年度が

昭和29年4月1日から昭和30年3月31日までの間に事業年度が終了した法人で昭和40年度中に修正申告、更正又は決定がなされた

にもの最終の課税標準額から昭和40年3月31日(昭和40年2月1日から昭和40年3月31日までの間に事業年度が終了した法人に係るもの)にあつては、昭和40年5月31日以前に支拂ふべき現金の無

税標準額を控除した額と、昭和40年4月1から昭和40年9月30日までの間に事業年度が終了した法人で、昭和40年12月1日から昭

の当該修正申告、更正又は決定による最終の課税標準額から当該法人に係るAの額を控除した額との合算額

う。)に係る分

知事が調査したところに基づき、次の算式によつて算定した額

$$D \times 0.0630 \times 1.00206 + E \times 0.0630 \times 1.01134$$

算式の符号

昭和40年2月1日から昭和41年1月31日までの間に事業年度が終了した法人に係る法人税割の課税標準額(当該事業年度に係る法人税割について昭和41年3月31日までの間に修正申告、更正又は決定があつた場合においては、その最終の修正申告、更正又は

決定による課税標準額とする。

昭和29年4月1日から昭和40年1月31日までの間に事業年度が終了した法人で、昭和40年度中に修正申告、更正又は決定がなされたものの当該修正申告、更正又は決定による最終の課税標準額

から昭和40年3月31日以前における最終の課税標準額を控除した

頃

前年度における前号の額の過大算定額又は過少算定額次のイ及びロに定めるところによつて算定した額の合

イ
市町

知事が調査したところに基づき、地方税法第三百二十二条の十三及び第三百二十一条の十四の規定の例によつて、次の算式によつて算定した額

算式

$$0.487) - 1] \times \frac{1}{3}$$

算式の符号

F 前号の算式の符号中Bに同じ。この場合において、同符号中

『品川市』の『品川区』に『品川駅』がある。

前章の算式の符号由来圖

昭和40年度における前号イの窓

その他の法人に係る分

管式
氣流干燥機

$$1134) - M \rceil \times \frac{1}{3}$$

算式の符号

J 昭和40年2月1日から3月31日までの間に事業年度が終了した法人に係る法人税割の課税標準額（当該事業年度にかかる法人税割について昭和41年3月31日までの間に修正申告、更正又は決定があつた場合においては、その最終の修正申告、更正又は決定による課税標準額とする。）

K 昭和40年4月1日から昭和41年1月31日までの間に事業年度が終了した法人に係る法人税割の課税標準額（当該事業年度にかかる法人税割について昭和41年3月31日までの間に修正申告、更正又は決定があつた場合においては、その最終の修正申告、更正又は決定による課税標準額とする。）

L 前号の算式の符号中Eに同じ。

M 昭和40年度における前号ロの額

II 昭和四十年度以前の年度における前号イの額について自治大臣が修正すべきものと認めた額

(固定資産税の基準税額の算定方法)

第四条 固定資産税の基準税額は、土地に係る基準税額、家屋に係る基準税額及び償却資産に係る基準税額の合算額とする。

2 土地に係る基準税額は、当該市町村の土地の地代ごとの昭和四十一年度分の固定資産税の課税標準額（地方税法第三百四十九条並びに同法附則第三十項及び第三十一項の規定により当該年度分の固定資産税が課される場合における当該土地の課税標準額をいう。）で知事が調査した額の合算額に〇、〇一〇一九を乗じて得た額とする。

3 家屋に係る基準税額は、知事が定めた当該市町村の家屋の平均価額に当該市町村の家屋の床面積（知事が調査した昭和四十年度分の家屋の平

均価額算出の基礎として用いた家屋の床面積をいう。ただし、地方税法第三百四十八条又は第三百五十一条本文の規定に該当するものを除く。）を乗じて得た額（新たに建設された発電所、変電所又は送電施設の用に供する家屋で地方税法第三百四十九条の三第一項の規定に該当するものうち、新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度以内のものについては当該家屋につき当該市町村長が評価した額に三分の二を、新たに固定資産税が課されることとなつた年度から六年度以上十年度以内のものについては当該家屋につき当該市町村長が評価した額に〔三〕分の〔一〕を乗じて得た額を、日本放送協会に係る家屋で地方税法第三百四十九条の三第九項の規定に該当するものについては当該家屋につき当該市町村長が評価した額に〔一〕分の〔十〕を乗じて得た額をそれぞれ控除するものとする。）に〇、〇一〇一九を乗じて得た額から地方税法附則第六十五項及び第六十六項の規定により当該年度分の固定資産税から減額された額として知事が調査した額に〇、七五を乗じて得た額を控除した額とする。

4 債却資産に係る基準税額は、次の各号に定める方法によつて当該市町ごとに算定した額の合算額とする。

一 第二号によつて算定される債却資産以外の債却資産で市町村長が評価すべきものについては、省令第三十二条第四項第一号〔一〕により自治大臣から通知のあつた額（以下「通知額」という。）に基づき、次のイ及びロによつて算定した額の合算額

イ 通知額の十分の七の額を、当該市町村における事業所統計調査規則によつて調査され、昭和三十八年事業所統計調査結果報告の基礎となつた省令別表第十五(1)に定める産業分類ごとの、かつ、規模ご

との従業者数（国、県、市町村、これらの組合及び財産区の各事業所の従業者数、地方税法第三百四十八条の規定により非課税とされる償却資産を有する事業所における当該非課税とされる償却資産に係る従業者数（当該非課税とされる償却資産を有料で貸し付けている事業所の当該非課税とされる償却資産に係る従業者数を除く。）同法第三百八十九条の規定により自治大臣又は知事が評価してその価格等を配分する償却資産を有する事業所における当該償却資産に係る従業者数及び自治大臣が調査した価格三千万円以上の償却資産（以下「三千万円以上の償却資産」という。）を有する事業所の従業者数並びにその従業者が五人未満である事業所の従業者数を除く。）にそれぞれ同表に定める補正率を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合計数に三五二・一〇一七円を乗じて得た額であん分した額

通知額の十分の三の額を、当該市町村の償却資産課税台帳に登録された昭和四十一年度における償却資産の課税標準額の合算額（地方税法第三百五十一条本文の規定に該当するもの、同法第三百八十九条の規定によって自治大臣又は知事が評価し配分した額、省令第三十二条第四項第一号〔〕の船舶に係る額及び三千万円以上の償却資産に係る額を除く。）に〇・〇〇二一七二四を乗じて得た額であん分した額

二 当該市町村について省令第三十二条第四項第一号〔〕、〔〕、〔〕及び〔〕の方法によつて算定した額

（鉱産税の基準税額の算定方法）

第五条 鉱産税の基準税額は、省令別表第十七(1)に定める山元価格に、知

事が調査した当該市町村の昭和四十年中における鉱物の種類別生産量を乗じて得た額に〇・〇〇七一二五を乗じて得た額

(木材引取税の基準税額の算定方法)

第六条 木材引取税に係る基準税額は、知事が調査した当該市町村の昭和三十八年度、昭和三十九年度及び昭和四十年度の樹種別素材生産量の合計数を三で除して得た数に別表第二に定める率を乗じて得た数を樹種別（用途別を含む。）素材生産推定量とし、これにそれぞれ省令別表第八に定める素材標準価格を乗じて得た額の合算額に〇・〇一三八を乗じて得た額

附 則

一 この規則は、公布の日から施行し、昭和四十一年度分の普通交付税について適用する。

二 市町村に交付すべき昭和四十一年度分の地方交付税のうち、普通交付税の額の算出に用いる基準税額の算定に関する規則（昭和四十一年一月鳥取県規則第一号）は、廃止する。

00702

(号外) 第27号

昭和42年3月10日 金曜日

農県公報

別表第1 市町村民税所得割に係る表

(1) 課税標準の段階別有資格者数に乗ずる単位額

課税標準の段階	単位額
15万円以下	947円
15万円をこえ40万円以下	5,390
40万円をこえ70万円以下	15,985
70万円をこえ100万円以下	32,731
100万円をこえ150万円以下	60,048
150万円をこえ250万円以下	118,971
250万円をこえ400万円以下	244,166
400万円をこえるもの	764,318

(2) 種地別有資格者数に乘ずる率

種 地	率
10	0.261
9	0.288
8	0.316
7	0.421
5	0.630
4	0.735
3	0.890
2	1.045

別表第2 樹種別素材生産推定量の算定に用いる率の表

樹種	率
針葉樹	2.48346
まつ	1.46502
その他のもの	0.95996
広葉樹	1.32497
な	0.87977
ぶ	0.86515
その他の樹	0.55300
坑木用材及びバルブ用材として使用されたもの	1.91466
その他のもの	